

ベースアップ評価料

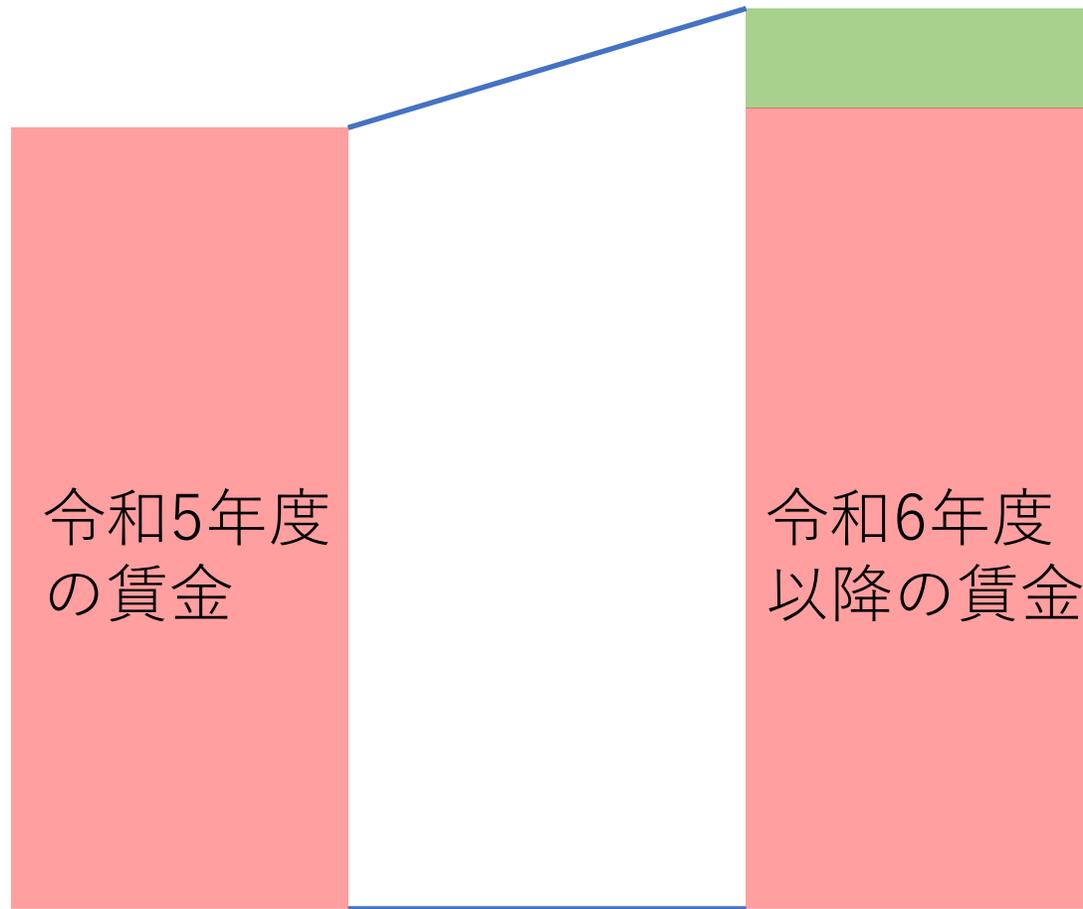
点数の解説と施設基準届出まで

2024年4月

長崎県保険医協会

黒木正也

ベースアップ評価料で賃上げを



ベースアップ評価料による賃上げ分

賃金増率（給与の改善率）とは

$$\text{賃金増率（給与の改善率）} = \frac{\text{緑色のブロック}}{\text{赤色のブロック}} \%$$

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

入院ベースアップ評価料

施設基準の届出が必要

（Ⅰ）は、全ての医療機関が算定する。

（Ⅱ）は、入院がない医療機関が算定する。

（**入院**）は、入院のある医療機関が算定する。

直近3か月で、延べ入院患者数が30人未満の有床診療所は、
（Ⅱ）を届出て算定しても良い。

ただし、（Ⅱ）と（入院）は、どちらか一方のみを届出る。

ベースアップ評価料（Ⅱ）が算定できない場合



ベースアップ評価料（Ⅰ）による報酬

$$\text{賃金増率} = \frac{\text{ベースアップ評価料（Ⅰ）による報酬}}{\text{届出前の賃金}}$$

(給与の改善率)

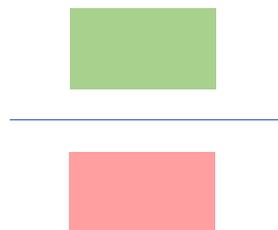
ベースアップ評価料（Ⅰ）で、
賃金増率が **1.2%** 以上の場合、
ベースアップ評価料（Ⅱ）は算定不可

入院ベースアップ評価料が算定できない場合



ベースアップ評価料（I）による報酬

賃金増率 =
(給与の改善率)



ベースアップ評価料（I）で、
賃金増率が **2.3%** 以上の場合、
入院ベースアップ評価料は算定不可

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

6点 【初診料等】

- ・初診料、小児科外来診療料（初診時）又は小児かかりつけ診療料（初診時）

2点 【再診料等】

- ・再診料、外来診療料、短期滞在手術等基本料1、小児科外来診療料（再診時）、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料（再診時）又は外来腫瘍化学療法診療料

28点 【訪問診療料（同一建物以外）】

- ・在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の同一建物居住者以外の場合又は在宅がん医療総合診療料（ただし、訪問診療を行った場合に限る。）

7点 【訪問診療料（同一建物）】

- ・在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の同一建物居住者の場合又は在宅患者訪問診療料(Ⅱ)

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

- ・対象職員が2名以上で届出可。1名では届出（算定）できない。
- ・8つの区分がある。
- ・届出時および3か月に1回、算定区分の検証が必要
算定すべき区分より高い点数は算定できない。

【初診料等】 8点、16点、24点、32点、40点、56点、64点

・初診料、小児科外来診療料（初診時）又は小児かかりつけ診療料（初診時）

【再診料等】 1点、2点、3点、4点、5点、6点、7点、8点

・再診料、外来診療料、短期滞在手術等基本料1、小児科外来診療料（再診時）、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料（再診時）又は外来腫瘍化学療法診療料

【訪問診療料】 8点、16点、24点、32点、40点、56点、64点

入院ベースアップ評価料

点数の区分は165段階

入院基本料算定時に併せて算定

はしごが外される心配は、、、杞憂か。

- 介護保険では、すでに長く運用されている。
- ベースアップ評価料は、それを見本に制度設計。
- 施設基準を届出た上で算定する点数でもある。

従業員の賃金を上げるための点数

対象職種

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、**その他医療に従事する職員**（医師及び歯科医師を除く。）

原則

得られた報酬は、全て、従業員の賃上げに充当する。

まず計画を立て、計画に沿って、賃上げに充当する。

もし余ったら、

最初の計画を超えて賃上げしても良い。

令和6年に余ったら、令和7年に回しても良い。

対象でなかった従業員の賃上げに回しても良い。

(令和6年度に2.5%以上、令和7年度に2.0%以上の賃上げを行った場合に
対象外職種、40歳未満の医師、歯科医師などへ)

原則

得られた報酬は、全て、従業員の定期昇給分ではなくて、ベースアップ分に充当する。

69	V.	基本給等に係る事項
70	㉓	常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）
71	㉔	賃金改善する前の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）
72	㉕	賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）
73	㉖	基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉕－㉔）
74	㉗	うち定期昇給相当分
75	㉘	うちベア等実施分
76	㉙	ベア等による賃金増率（㉘÷㉗）
77		

← この区別が大事 ←

定期昇給とベースアップ

定期昇給

公務員の給与のように、勤務年数や役職等に応じて給与規定で決められている。

ベースアップ

「新卒の看護師の初任給の相場が上がり既雇用の看護師の給与を上げざるを得ない」などの事情で昇給。

行政職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
77			8	23	21	
78			3	18	16	1
79			14	11	36	
80				22	23	1
81			11	9	22	3
82			5	17	8	1
83			2	24	27	
84				9	11	
85			6	11	18	1
86			6	16	11	
87			7	14	27	
88				13	23	
89			9	7	43	
90			3	5	27	
91			3	12	16	
92			2	4	21	
93			3	121	249	
94			5			
95			5			
96			3			
97			6			
98			1			
99			5			
100			2			
101			6			
102			1			
103						
104			3			
105			2			
106		1	3			
107			3			
108			1			
109			3			
110			3			
111			2			
112			1			
113			40			
114						

「うちに定期昇給なんて言葉はない、、、でも。」

- もし、ベースアップ評価料が無くても、昇給はおこなわれていたはず。
- それとは別に、ベースアップ評価料を利用して、賃上げを行うよう要請されている。

69	V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項
70	⑬ 歯科衛生士の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）
71	⑭ 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）
72	⑮ 賃金改善した後 _____ の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）
73	⑳ 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉒－㉑）
74	㉔ うち定期昇給相当分
75	㉕ うちベア等実施分
76	㉖ ベア等による賃金増率（㉕÷㉑）
77	

- 給与規定が整って、定期昇給が明文化されれば、おのずとベースアップ分も明確になる。
- 施設基準届出前に、従業員とベースアップ評価料に基づくベースアップについて話をしておく。

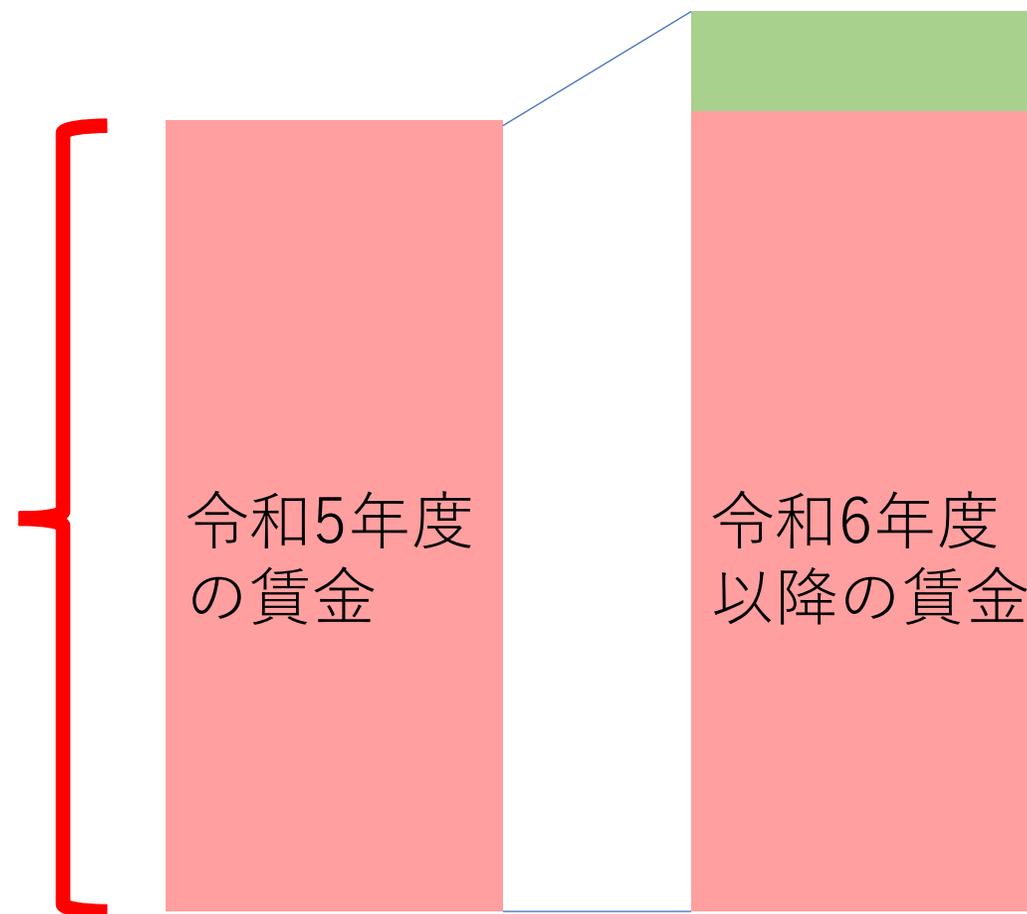
これを機会に給与規定の整備を

「施設基準を届出るべき、しかも早く」

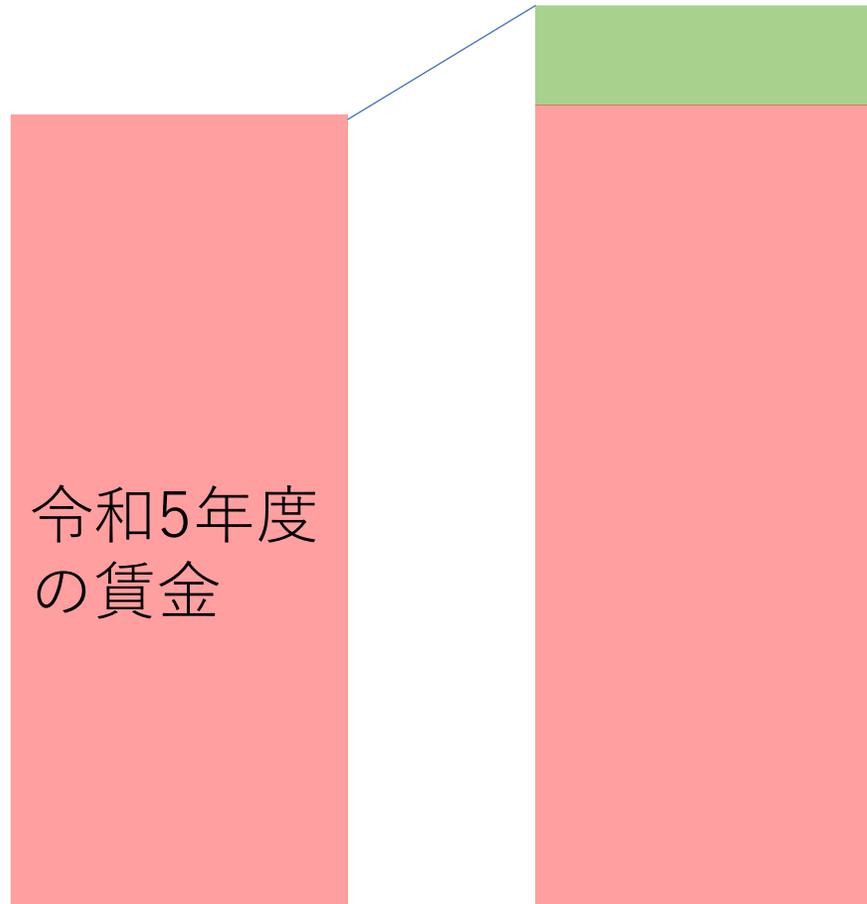
- 従業員の昇給は避けられない。
- 導入された最初から取り組んだほうが情報が多くて届出しやすい。後になればなるほど、敷居は高くなる。

届出に必要な数字 過去1年分の賃金等

- 6月から算定する場合、
 - 対象職員給与および賞与
 - 令和5年3月～令和6年2月
 - その他
 - 厚生年金保険料の事業主負担分
 - 中小企業退職金共済分など



ベースアップ評価（1）
の報酬を試算するために



過去3か月分の算定実績

- 6月から算定する場合、
令和5年12月、令和6年1月、2

月

初診料
再診料
訪問診療料

レセコンにそれらを確認する機能があれば簡単。

とりあえずベースアップ評価料（Ⅰ）

- ベースアップ評価料（Ⅰ）で賃上げの目安に達することができれば、他の評価料については考えなくて良い。
 - 無床診療所・歯科診療所は1.2%を超えるとベア評価料（Ⅱ）算定不可
 - 病院・有床診療所は2.3%を超えると入院ベースアップ評価料算定不可
- 多くの診療所は（Ⅰ）のみで達成可能か。

試算

- ここでの試算は、厚労省が用意した、ベースアップ評価料計算支援ツールを使います。
- 実際の届出の際、必ずしもこの計算支援ツールを用いて計算する必要はありません。

「令和6年度診療報酬改定説明資料等について」で厚労省のホームページを検索

ひと、くらし、みらいのために

● 本文へ ● ホーム ● お問い合わせ窓口 ● よくある御質問 ●

文字サイズ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す 報道・広報 **政策について** 厚生労働省について 統計情報・白

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療保険> 令和6年度診療報酬改定について> 令和6年度診療報酬改定説明会(令和

令和6年度診療報酬改定説明資料等について

説明動画

[令和6年度診療報酬改定説明\(YouTube\)はこちら](#) ←公開しました

[令和6年度診療報酬改定における賃上げについて\(YouTube\)はこちら](#) ←公開しました

[ベースアップ評価料計算支援ツール\(医科\)](#)

[ベースアップ評価料計算支援ツール\(歯科\)](#)

[ベースアップ評価料計算支援ツール\(訪問看護\)](#)

説明資料

[01 令和6年度診療報酬改定の概要 \(全体概要版\)【4MB】](#)

[02 令和6年度診療報酬改定の概要 \(医科全体版\)【7MB】※分割版の03～20まで](#)

医療従事者の賃上げ計算支援ツール

目次

令和6年2月15日版

本ツールでは、次の3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援します。

Step 1

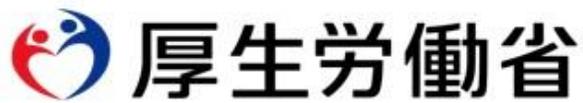
対象職員の給与総額の計算

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算



はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

はじめに

STEP 1

STEP 2 ①

STEP 2 ②

STEP 2 ③

STEP 3

+

...

◀

検索欄

▶

Step 1

対象職員の給与総額の計算

○ まずは、**対象職員の給与総額**を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日

2024年6月1日

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	622,986円
2023年4月	633,632円
2023年5月	641,940円
2023年6月	875,398円
2023年7月	581,014円
2023年8月	499,338円
2023年9月	573,520円
2023年10月	551,670円
2023年11月	514,892円
2023年12月	615,130円
2024年1月	505,396円
2024年2月	615,050円

1月当たり給与総額

602,497円

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

- 次に、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定見込みの計算を行います。
- 2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。

算定開始予定日

2024年6月1日

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	116回	46回	2回	
2024年1月	87回	44回		
2024年2月	91回	54回		
1月当たり算定回数	98回	48回	2回	0回

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月				
2024年1月				
2024年2月				
1月当たり算定回数	0回	0回	0回	0回

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定することができます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。

- 病院・有床診療所
 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	602,497円
1月当たり算定金額	7,400円
賃金増率	1.22%

算定不可

Step3へ進んでください。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	-0.0
算定区分	-
算定点数	初診・訪問診療時 - 再診時 -

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。

※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）。

※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

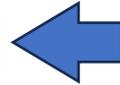
Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額	602,497円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による1月当たり収入	7,400円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による1月当たり収入 （無床診療所のみ）	0円
入院ベースアップ評価料による1月当たり収入 （病院・有床診療所のみ）	0円
ベースアップ評価料による1月当たり収入合計	7,400円
ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計	88,800円



目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

[タイトルなし] Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ① 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ② 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

賃金増率が、1.2%未満の場合

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）**を算定することができます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。

- 病院・有床診療所
 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	1,204,994円
1月当たり算定金額	7,400円
賃金増率	0.61%

算定可能

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	0.8
算定区分	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1
算定点数	初診・訪問診療時 8点 再診時 1点

- ※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。
- ※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）。
- ※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】**

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、医療従事者の賃上げ見込みの計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額	1,204,994円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による1月当たり収入	7,400円
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による1月当たり収入 （無床診療所のみ）	8,480円
入院ベースアップ評価料による1月当たり収入 （病院・有床診療所のみ）	0円
ベースアップ評価料による1月当たり収入合計	15,880円
ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計	190,560円

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ① 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ② 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

病院・有床診療所で、
賃金増率が、2.3%未満、の場合

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定することができます。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。

- 病院・有床診療所
 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	1,204,994円
1月当たり算定金額	7,400円
賃金増率	0.61%

算定不可

③入院ベースアップ評価料へ進んでください。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	0.8	
算定区分	-	
算定点数	初診・訪問診療時	再診時
	-	-

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。

※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）。

※ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

- 病院・有床診療所については、入院ベースアップ評価料を算定できます。
- 2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月における延べ入院患者数を入力してください。

算定開始予定日	対象月	延べ入院患者数	一月当たり延べ入院患者数
2024年6月1日	2023年12月	23人	19人
	2024年1月	15人	
	2024年2月	18人	

入院ベースアップ評価料の算定可否

①該当する区分を選択ください。

- 病院・有床診療所
 無床診療所

②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	1,204,994円
1月当たり算定金額	7,400円
賃金増率	0.61%
算定可否	算定可能

入院ベースアップ評価料の区分

区分の元となる数値	108.8
算定区分	入院ベースアップ評価料109
算定点数	109点

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ①外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ②外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

- 最後に、医療従事者の賃上げ見込みの計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額	1,204,994円	
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による1月当たり収入	7,400円	←
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による1月当たり収入 （無床診療所のみ）	0円	
入院ベースアップ評価料による1月当たり収入 （病院・有床診療所のみ）	20,347円	←
ベースアップ評価料による1月当たり収入合計	27,747円	
ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計	332,960円	

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

① 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

② 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算



戻る



次へ

施設基準の届出について

- 「厚労省 ベースアップ評価料について」、または、「九州厚生局 特恵診療料の施設基準」等で検索。
- エクセルファイルとなっている関係書類をダウンロードして、必要な入力を行う。
- 4月18日より以前にダウンロードしたファイル、他のサイトからダウンロードしたファイルは、エラーがあるので使用しないこと。

いよいよ

届出書類を整備します。

厚労省ホームページ

「ベースアップ評価料等について」

にあるファイルを必要に応じてダウンロードして下さい。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page title is "ベースアップ評価料等について" (About Base-Up Evaluation Fees). The main content includes a summary of the 2024 medical fee increase, a link to a PDF document (1.3MB), a YouTube video link, and a list of related government orders and notices. The page is in Japanese and features a blue header with navigation menus and a search bar.

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

🏠 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > ベースアップ評価料等について

ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る特設ページです。ここでは主にベースアップ評価料について必要な情報を掲載します。

【令和6年度診療報酬改定の概要(賃上げ)】

PDF 概要説明資料はこちら [1.3MB] 📄

令和6年度診療報酬改定における賃上げについて (YouTube) はこちら

【省令・告示】 (関連する通知・事務連絡を含む)

令和6年度診療報酬改定ページ内【診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について】第14部その他 第2節ベースアップ評価料並びに【特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きについて(通知)】第105外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、第106外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、第106の2 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、第106の3 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、及び第107入院ベースアップ評価料もあわせてご覧下さい。

【届出方法・届出様式・賃金改善計画書・賃金改善報告書】

届出書類

種別	届出可能な評価料	様式番号	計画書	報告書	ダウンロード	記載例
病院	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	95	別添_計画書(病院及び有床診療所)	(別添)_実績報告書(病院及び有床診療所)		
	入院ベースアップ評価料	97				
有床診療所	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	95	(別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)	(別添)_実績報告書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)		
	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)	96				
	入院ベースアップ評価料	97	別添_計画書(病院及び有床診療所)	(別添)_実績報告書(病院及び有床診療所)		

入力用ファイル。
全医療機関共通。
ダウンロードして下さい。

[Excel](#)
[371K]
B1

[PDF](#)
[591K]
B1

記載例。
お読み下さい。

令和6年度診療報酬改定について

令和6年度診療報酬改定に係る 「施設基準の届出等」について

↓下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。

- [基本診療料の届出一覧](#) **New!**
- [特掲診療料の届出一覧](#) **New!**
- [入院時食事療養・入院時生活療養等の届出](#) **New!**
- [施設基準に係る辞退届](#)

届出書類

2-547	外在ベ1	別添1105	外来・在宅ベースアップ評価料(1)	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(外在ベ1) (PDF: 78KB) 様式95 (PDF: 303KB) 様式94 (PDF: 42KB) 	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(外在ベ1)及び様式95 (エクセル: 369KB) 様式94 (エクセル: 33KB) 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■記入例 (PDF: 267KB) ※4/22以降にダウンロードした様式を使用してください。 *添付書類要確認
2-548	外在ベ2	別添1106	外来・在宅ベースアップ評価料(2)(1~8)	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(外在ベ2) (PDF: 80KB) 様式96 (PDF: 303KB) 様式94 (PDF: 42KB) 	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(外在ベ2)及び様式96 (エクセル: 369KB) 様式94 (エクセル: 33KB) 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■記入例 (PDF: 267KB) ※4/22以降にダウンロードした様式を使用してください。 *添付書類要確認
2-549	歯外在ベ1	別添1106の2	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(歯外在ベ1) (PDF: 79KB) 様式95 (PDF: 303KB) 様式94 (PDF: 42KB) 	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(歯外在ベ1)及び様式95 (エクセル: 369KB) 様式94 (エクセル: 33KB) 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■記入例 (PDF: 267KB) ※4/22以降にダウンロードした様式を使用してください。 *添付書類要確認
2-550	歯外在ベ2	別添1106の3	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(2)(1~8)	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(歯外在ベ2) (PDF: 81KB) 様式96 (PDF: 303KB) 	<ul style="list-style-type: none"> 別添2(歯外在ベ2)及び様式96 (エクセル: 369KB) 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■記入例 (PDF: 267KB) ※4/22以降にダウンロードした様式を使用してください。

こちらのほうが、届出に必要な組み合わせが分かりやすくなっています。

エクセルファイルは、どれも同じです。

届出書類の整備

別添 2

ベースアップ評価料（Ⅰ）のみの先生、
ベースアップ評価料（Ⅱ）も届出る先生
それぞれ、該当の届出書を準備下さい。

医療機関コードは、ピリオド無しの7桁を。
最下段は「九州厚生局長 殿」

保険医療機関コード		届出番号	第	号
連絡先 担当者氏名： 電話番号：				
(届出事項) [] の施設基準に係る届出 ※今回届出をする事項について、()内に該当する種別を記入してください。				
[2-550]				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 <input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。				
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。				
令和 年 月 日 保険医療機関の所在地 及び名称 開設者名 九州厚生局長 殿				
備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。				

届出書類の整備

ファイルをダウンロードしたら、含まれているもの

- 様式 9 5_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出書添付書類
- 様式 9 6_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出書添付書類（新規・3, 6, 9, 12月の区分変更）
- 様式 9 7_入院ベースアップ評価料の届出書添付書類（新規・3, 6, 9, 12月の区分変更）
- （別添）_計画書（病院及び有床診療所）
- （別添）_計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- （別添）_計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- 様式 9 8_賃金改善実績報告書（表紙）
- （別添）_実績報告書（病院及び有床診療所）
- （別添）_実績報告書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- （別添）_実績報告書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- （参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

施設基準の届出時

- ◆● 別添 2 特掲診療料の施設基準に係る届出書
- ◆● 様式 9 5_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出書添付書類
- ◆● 様式 9 6_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出書添付書類（新規・3, 6, 9, 12月の区分変更）
- 様式 9 7_入院ベースアップ評価料の届出書添付書類（新規・3, 6, 9, 12月の区分変更）
- (別添) _計画書（病院及び有床診療所）
- (別添) _計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- ◆ (別添) _計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- 様式 9 8_賃金改善実績報告書（表紙）
- (別添) _実績報告書（病院及び有床診療所）
- (別添) _実績報告書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- (別添) _実績報告書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）
- (参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出をしない場合でも、様式96は、何も入力しないで、他の書類と併せて提出する必要あり。

● 無床診療所

◆ 歯科診療所

■ 病院・有床診療所

提出しませんが、この（参考）シートに入力が必要です。

届出書類の整備 様式95 すべての医療機関 に共通。

注意書きにあるように、
0より大きな数であれば良い。

常勤換算

常勤の職員の常勤換算数は1
その他の場合、その人の労働時間を
常勤職員の所定労働時間で除した数
(1を超える場合は、1とする)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE
1	様式95																														
2																															
3	〔 外来・在宅ベースアップ評価料(I) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) 〕															の施設基準に係る届出書添付書類															
4																															
5	1 保険医療機関コード																														
6	保険医療機関名																														
7																															
8	2 届出を行う評価料																														
9																															
10																<input type="checkbox"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(I)															
11																<input type="checkbox"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)															
12																															
13	3 外来医療等の実施の有無																														
14																															
15																<input type="checkbox"/> 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)															
16																<input type="checkbox"/> 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)															
17																															
18	4 対象職員(常勤換算)数																														
19																20 人															
20	※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。																														
21	※ 0より大きい数であればよい。																														

計画書の入力の前に、（参考）シートに入力する。

8	
9	2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の届出について
10	届出を行う月
11	<input checked="" type="checkbox"/> 新規
12	<input type="checkbox"/> 区分変更
13	※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。
14	
15	
16	3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
17	等の区分の上限を算出する値【B】
18	(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
19	①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間（上記「2」の入力に連動）
20	<input checked="" type="checkbox"/> 前年3月～2月 <input type="checkbox"/> 前年6月～5月 <input type="checkbox"/> 前年9月～8月 <input type="checkbox"/> 前年12月～11月
21	
22	②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
23	円 (前回届出時 円)
24	※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
25	また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
26	※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。
27	
28	(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み
29	【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間】(上記「2」の入力に連動)
30	<input checked="" type="checkbox"/> 前年12月～2月 <input type="checkbox"/> 3月～5月 <input type="checkbox"/> 6月～8月 <input type="checkbox"/> 9月～11月
31	

計算支援ツールを使わず、最初から、ここに入力して良い

(別添) _実績報告書 (無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) (別添) _実績報告書 (歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所) (参考) 賃金引き上げ計画書作成の

計画書の入力の前に、（参考）シートに入力する。

8	
9	2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の届出について
10	届出を行う月
11	<input checked="" type="checkbox"/> 新規
12	<input type="checkbox"/> 区分変更
13	※ <u>新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックしてください。</u>
14	
15	
16	3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
17	等の区分の上限を算出する値(【B】)
18	(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
19	①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「2」の入力に連動)
20	<input checked="" type="checkbox"/> 前年3月～2月 <input type="checkbox"/> 前年6月～5月 <input type="checkbox"/> 前年9月～8月
21	
22	②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
23	602,497 円 (前回届出時 <input type="text"/> 円)
24	※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
25	また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
26	※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。
27	
28	(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み
29	【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間】(上記「2」の入力に連動)
30	<input checked="" type="checkbox"/> 前年12月～2月 <input type="checkbox"/> 3月～5月 <input type="checkbox"/> 6月～8月 <input type="checkbox"/> 9月～11月
31	

5月届出、6月算定開始の場合、「新規」と「3月」にチェックを入れる。

新規届出の場合は、当然、「前回届出時」欄は空欄に。

... (別添) _実績報告書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) | (別添) _実績報告書(歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所) | (参考) 賃金引き上げ計画書作成の

(参考) シートに入力する。

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数

98.0

回

②再診料等の算定回数

48.0

回

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

2.0

回

(前回届出時

④訪問診療料(同一建物の算定回数

回

(前回届出時

※ 算出対象となる期間の1月当たりの算定回数の平均の数値(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。

※ 自由診療の患者については、計上しない。

公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数見込み

148.0

回

外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み

740.0

点

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により行われる給与の改善率

1.22%

5月届出、6月算定開始の場合、
昨年12月、今年1月、2月の実績を

1.2%を超えたので、(II)は算定できず、(I)のみの届出となる。

2.3%を超えていないので、病院・有床診であれば、(入院ベースアップ評価料)は届出可と判断できる。

賃金増率が、1.2%未満、で
無床診療所・歯科診療所の場合、
ベースアップ評価料（2）の届出を行う

様式96

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 〕

の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

- 1 保険医療機関コード
保険医療機関名

先に、様式95を入力しておくこと。
ベースアップ評価料(Ⅱ)については、
この様式の中で計算可。

- 2 届出を行う評価料

医科、歯科、
それぞれチェック

- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

- 3 該当する届出

5月届出、
6月算定開始の場合

算出を行う月(通知別表7を参照)

- 新規
 区分変更
- 〔 ● 3月 ○ 6月 ○ 9月 ○ 12月 〕

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

- 4 対象職員(常勤換算)数

3.0 人

※ 原則2以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。

対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域(※)に所在する保険医療機関に該当

※ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

忘れずチェック

- 5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※ 【記載上の注意】3を参照

様式96

②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

1,204,994

円

(前回届出時

円)

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数・金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の対象期間】(上記「3」の入力に連動)

前年12月～2月

3月～5月

6月～8月

9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数

98.0

回

②再診料等の算定回数

48.0

回

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

2.0

回

(前回届出時

回)

④訪問診療料(同一建物)の算定回数

回

(前回届出時

回)

支援ツールで入力した数字と同じなので、支援ツールを使わずに、この様式の入力のみでも可

様式96

算定すべき評価料が自動算出されます。

8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

<input checked="" type="radio"/>	届出無し
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

<input checked="" type="radio"/>	届出無し
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/>	歯科
<input type="radio"/>	歯科
<input type="radio"/>	歯科

グレー表示された区分以外なら、どの区分を届出ても良い。
通常は、算定できる一番高い点数を選択する。

病院・有床診療所で、
賃金増率が、2.3%未満、の場合
入院ベースアップ評価料を届出る

様式97

様式97

入院ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書添付書類（新規・3、6、9、12月の区分変更）

- 1 保険医療機関コード
保険医療機関名

先に、様式95を入力しておくこと。

- 2 該当する届出

5月届出、
6月算定開始の場合

- 新規
 区分変更

算出を行う月(通知別表7を参照)

- 3月 6月 9月 12月

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

忘れずチェックする。



- 3 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※ 【記載上の注意】1を参照

- 4 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み、入院ベースアップ評価料の区分を算出する値(【○】)

(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(「2」の入力に連動)

- 前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月

②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

1,204,994.0 円

入院ベースアップ評価料については、この様式の中で計算していく。

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含む金額を計上すること。ただし、役員報酬については除く。

様式97

②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

1,204,994.0

円

(前回届出時

円

※「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数・金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等及び延べ入院患者数の対象期間】(「2」の入力に連動)

前年12月～2月

3月～5月

6月～8月

9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数

98.0

回

②再診料等の算定回数

48.0

回

(前回届出時

回)

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

2.0

回

(前回届出時

回)

④訪問診療料(同一建物)の算定回数

回

(前回届出時

回)

支援ツールで入力した数字と同じなので、支援ツールを使わずに、この様式の入力のみでも可

[タイト]

様式97

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み

148.0

回

(前回届出時

0.0

回)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み

740.0

点

(前回届出時

0.0

点

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率

0.61%

(4) 延べ入院患者数

【対象期間の1月当たりの平均】

19.0

人月

(前回届出時

人月

※ 算出対象となる期間の1月当たりの延べ入院患者数の平均の数値(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。

※ 自由診療の患者については、計上しない。

公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表は

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

※ 対象期間の1月当たりの平均延べ入院患者数が30人

在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出ても差し支えない。

5月届出、6月算定開始の場合、
昨年12月、今年1月、2月の入院患者数
を入力。

又は歯科外来・

(5) 【C】の値

106.9

(前回届出時

)

様式97

(5) 【C】の値

106.9

(前回届出時)

$$\text{【C】} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 2 \text{分}3 \text{厘} - (\text{外来} \cdot \text{在宅ベースアップ評価料(I)} \text{ 及び} \\ \text{歯科外来} \cdot \text{在宅ベースアップ評価料(I)} \text{ により算定される点数の見込み) } \times 10 \text{円} \end{array} \right]}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10 \text{円}}$$

5 前回届け出た時点との比較

前回届出時と比較して、

- 対象職員の給与総額(4(2))の変化は1割以内である。
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I) } である。
- 延べ入院患者数(4(5))の増減は1割以内である。
- 【C】の値(4(6))の変化は1割以内である。

算定すべき評価料が自動算出されます。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

6 4により算出した【C】に基づき、該当する区分

入院ベースアップ評価料107

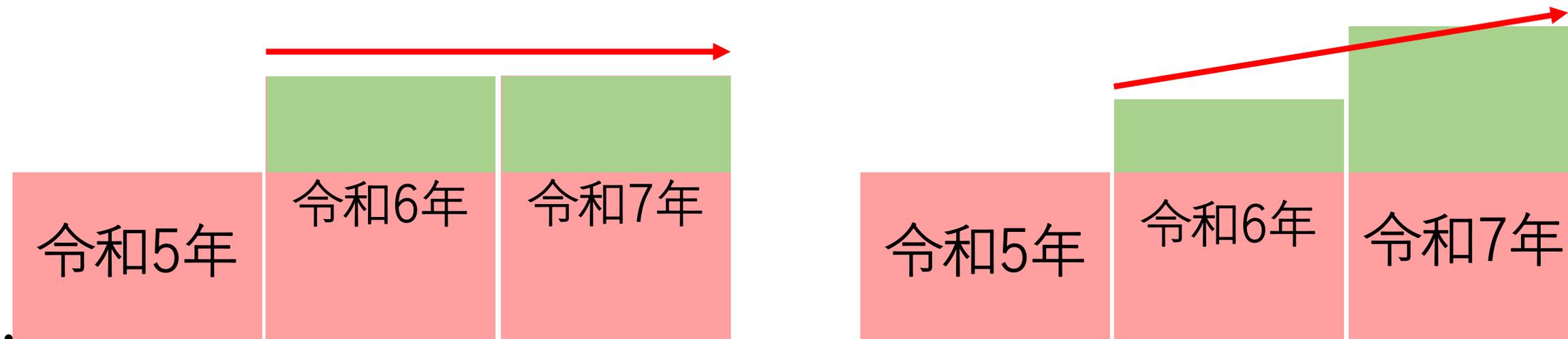
支援ツールで算出された点数と違っていています。
こちらでの計算が正しい数字です。

自分で選べる

今年と来院の賃上げのパターンを決めておく

一律に賃上げする

段階的に賃上げする



令和5年と比較して、の2年分の合計が4.5%程度か。

賃金改善計画書

6

7 I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

8 ①賃金引上げの実施方法

9

令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。

10

令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

11

12 ②賃金改善実施期間

13

令和 6 年 4 月 ~ 令和 7 年 3 月 ヶ月

14

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

15

16 ③ベースアップ評価料算定期間

17

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 ヶ月

18

※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要はない。

19

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下「ベースアップ」という）を指す。ベースアップを実施しない場合は、このチェックボックスを必ずチェックすること

20

※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時給等についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については、別途評価料を算定することとする。

21

24 II 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）等の届出有無

25

有

賃金改善計画書

29	Ⅲ－１．ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】		
30	（４）算定金額の見込み		74,000 円
31	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み		74,000 円
32	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み		740 点
33	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み		- 円
34	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数	（ 届出なし ）	（イ） - 点 （ロ） - 点
35	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数見込み		- 回
36	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数見込み		- 回
37	（５）令和７年度への繰越予定額（令和６年度届出時のみ記載）		円
38	（６）前年度からの繰越額（令和７年度届出時のみ記載）		円
39	（７）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（４）－（５）＋（６）】		74,000 円
40	※ 「（７）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（９）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。		
41			
42			
43	Ⅲ－２．全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】		
44	（８）全体の賃金改善の見込み額		110,000 円
45	（９）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】		74,000 円
46	（１０）うち（９）以外によるベア等実施分		12,000 円
47	（１１）うち定期昇給相当分		24,000 円
48	（１２）うちその他分【（８）－（９）－（１０）－（１１）】		0 円
49	※ 「（８）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。		
50			
51	※ 「（１０）うち（９）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。		
52			
53	※ 「（１１）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。		
54	なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。		
55	※ 「（１２）うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。		
56			

ベースアップ評価料に拠らないベースアップは0円、定期昇給を2万円、としている。

記載する数字には、給与規定など根拠が説明できるように留意する。

賃金改善計画書

職種別に、改善計画の数字を記載。

58	○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。	
59	Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項	
60	(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0 人
61	(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	602,497 円
62	(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	611,667 円
63	(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	9,170 円
64	(17) うち定期昇給相当分	2,000 円
65	(18) うちベア等実施分	7,170 円
66	(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	1.2 %
67		
68	Ⅴ. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項	
69	(20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.0 人
70	(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	352,497 円
71	(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	357,667 円
72	(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	5,170 円
73	(24) うち定期昇給相当分	1,000 円
74	(25) うちベア等実施分	4,170 円
75	(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	1.2 %
76		
77	Ⅵ. 看護補助者の基本給等に係る事項	
78	(34) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.0 人
79	(35) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	250,000 円
80	(36) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	254,000 円
81	(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	4,000 円
82	(38) うち定期昇給相当分	1,000 円
83	(39) うちベア等実施分	3,000 円
84	(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	1.2 %

賃金改善計画書

対象外職種についても、賃金を報告させられる。

105	【ベースアップ評価料対象外職種について】		
106	Ⅹ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項		
107	④⑧40歳未満の勤務医師等の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）		人
108	④⑨賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
109	⑤⑩うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
110	⑤⑪賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
111	⑤⑫うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
112	⑤⑬給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分） ⑤⑪ - ⑤⑨		0円
113	⑤⑭基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分） ⑤⑫ - ⑤⑩		0円
114	⑤⑮うち定期昇給相当分		円
115	⑤⑯うちベア等実施分		円
116	⑤⑰ベア等による賃金増率 ⑤⑯ ÷ ⑤⑮		#DIV/0! %
117			
118	Ⅹ. 事務事務職員の基本給等に係る事項		
119	⑤⑱事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）		人
120	⑤⑲賃金改善する前の事務職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
121	⑤⑳うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
122	⑤㉑賃金改善した後の事務職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
123	⑤㉒うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）		円
124	⑤㉓給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分） ⑤㉑ - ⑤㉑		0円
125	⑤㉔基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分） ⑤㉒ - ⑤㉒		0円
126	⑤㉕うち定期昇給相当分		円
127	⑤㉖うちベア等実施分		円
128	ベア等による賃金増率 ⑤㉖ ÷ ⑤㉕		#DIV/0! %
129			

賃金改善計画書

賃上げの根拠を示す。

XI. 賃金引上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

- 就業規則の見直し
- 賃金規程の見直し
- その他の方法：具体的に（ ）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

賃金規定通り、定期昇給を1000円×2人行う。
ベースアップ評価料に基づき、基本給について看護職員に3170円、看護補助者に3000円のベースアップを行う
看護職員には、それとは別に、相談の結果、基本給について1000円のベースアップを行う。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、

ベースアップ評価料の分が定期昇給に充当されないことを明確にしておく。
管理していることを誓約します。

賃金改善計画書

賃上げの根拠を示す。

XI. 賃金引上げを行う方法

(75) 賃上げの担保方法

就業規則の見直し

賃金規程の見直し

その他の方法：具体的に（

(76) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

賃金規定にもとづく定期昇給とは別に、
ベースアップ評価料にて得られる報酬を、毎月支給する手当に充当して支給する。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記

ベースアップ評価料の分が
定期昇給に充当されないこ
とを明確にしておく。

していることを誓約します。

令和

年

月

日

開

賃金改善計画書

定期昇給の規定があることを示唆。

130	XI. 賃金改善計画書
131	⑥7 賃上げの担保方法
132	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し
132	<input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し
133	<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法：具体的に（時間給を3.2%引き上げる。）
135	⑥8 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）
136	従業員は全て時給のパート労働者で、時間給は1500円を上限とすることで合意しており、令和6年以前に全ての従業員がその上限に達していた。 今回のベースアップ評価料の導入により、時間給を3.2%以上引き上げて1550円とする。
138	
139	本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明すると
140	す。
141	
142	令和 年 月 日
143	

ベースアップ分を時給に
充当することを説明

保管していることを誓約しま

施設基準の届出

- 関係書類（Excelのファイル）をメールに添付して送信する。
- ファイル名は「医療機関コード_ベースアップ評価料届出.xlsx」
例) 9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx
- 締切は5月17日。ただし、本当の締切は6月5日。
- メール本文に医療機関名、連絡先を記載
- メール送信後、正しく受信された場合は、「メールを受診しました」旨の返信メールが来る。
- エラーメッセージが届いたら、時間をおいて、再度送信。
- 専用アドレスに、他の施設基準について送信しないこと。
- 長崎県内の医療機関の場合、提出先は、
baseup-hyoukaryou42@mhlw.go.jp